

# 別紙

## かさん 加算について

### とくていじぎょうしょかさんに ◎特定事業所加算Ⅱ

な はな い か ようけん み  
菜の花ヘルパーステーションでは、以下の要件を満たしています  
とくていじぎょうしょかさんに りようりょう かさん  
ので、「特定事業所加算Ⅱ」としての利用料の10%が加算され  
ます。

### とくていじぎょうしょかさんに ようけん 特定事業所加算Ⅱの要件

#### たいせいようけん ■体制要件

けいかくてき けんしゅう じっし  
イ 計画的な研修の実施

かいぎ ていきてき かいさい  
ロ 会議の定期的な開催

ぶんじょう し じ およ ていきょうご ほうこく  
ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

しょくいん ていきてき けんこうしんだん じっし  
ニ 職員の定期的な健康診断の実施

きんきゅう じ たいおうほうほう めいじ  
ホ 緊急時における対応方法の明示

#### じんざいようけん ■人材要件

ていきょうせきにんしゃようけん  
イ サービス提供責任者要件

かいごしょくいんとしよぐうかいぜんかさんいち  
**◎介護職員等処遇改善加算 I**

な はな かいごしょくいんとしよぐうかいぜんかさん  
 菜の花ヘルパーステーションでは介護職員等処遇改善加算の  
 ようけん しよぐうかいぜん かん けいかく さくてい じっし とどうふけん  
 要件（処遇改善に関する計画を策定し、実施し、それを都道府県  
 ち じ ほうこく とう み かいごしょくいんとしよぐう  
 知事に報告する等）を満たしていますので、「介護職員等処遇  
 かいぜんかさん しよていたんいすう ぱーせんと かさん  
 改善加算 I」として所定単位数の 24.5 % が加算されます。

かさんひょう わりふたん かた  
**〈加算表〉 (1割負担の方)**

か ざん 加 算	りようりょう 利用料	りようしゃ 利用者 ふたんがく 負担額	さんていかいすうとう 算定回数等
しよ かい か さん 初 回 加 算	2,224円	223円	じっしつき かい 実施月に1回
きんきゅうじ 緊急時 ほうもんかいごかさん 訪問介護加算	1,112円	112円	かい 1回につき
せいかつきのうこうじょう 生活機能向上 れんけいかさん 連携加算	(I) 1,112円 (II) 2,224円	(I) 112円 (II) 223円	じっしつき かい 実施月に1回

じょうきりょうきん かいごしょくいんとしよぐうかいぜんかさん ふく  
 ※上記料金には介護職員等処遇改善加算 I は含まれてい  
 ません。

しょかいがさん  
◎初回加算

しんき ほうもんかいごけいかく さくせい りようしゃ たい しょかい じっし  
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施し  
ほうもんかいご どうげつない ていきょうせきにんしゃ みずか ほうもん  
た訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問  
かいご おこな ばあいまた ほか ほうもんかいごいんとう ほうもんかいご おこな さい  
介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際  
どうこうほうもん ばあいかさん  
に同行訪問した場合加算します。

しょかいがさん どういしょ  
**初回加算の同意書**

しょかいがさん せつめい う ていきょう どうい  
初回加算の説明を受けサービス提供に 同意します。

どうい  
同意しません。

きんきゅうじ ほうもんかいごがさん  
◎緊急時訪問介護加算

りようしゃ かぞく ようせい う じかんいない  
利用者やその家族からの要請を受けて、24時間以内にサービス  
ていきょうせきにんしゃ れんけい ほか  
提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネー  
ひつよう みと ていきょうせきにんしゃまた た  
ジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他  
ほうもんかいごいんとう きょたく けいかく ほうもんかいご しんたいかい  
の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介  
ご おこな ばあいかさん  
護）を行った場合加算します。

きんきゅうじ ほうもんかいごがさん どういしょ  
**緊急時訪問介護加算の同意書**

きんきゅうじ ほうもんかいごがさん せつめい う  
緊急時訪問介護加算の説明を受け

サービス提供に

どうい  
同意します。

どうい  
同意しません。

きんきゆうじ                      たいおうほうしん  
**緊急時における対応方針**

だいじょう      ほうもんかいご      ていきょう      おこな                      りようしゃ  
**第1条**      訪問介護の提供を行っているときに利用者に

びょうじょう      きゅうへん                      ほかきんきゆうじたい      しょう  
病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、  
すみ                      しゅじいとう      れんらく                      とう      ひつよう      そち      こう  
速やかに主治医等に連絡する等の必要な措置を講  
じるとともに、かんりしゃ      ほうこく                      しゅじい  
管理者に報告する。また、主治医へ  
れんらく      こんなん      ばあい                      きんきゆうはんそうとう      ひつよう      そち  
の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置  
こう  
を講じる。

だいじょう      りようしゃ      たい                      ほうもんかいご      ていきょう                      じこ      はっせい  
**第2条**      利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生

ばあい                      し      く      ちょう      せん                      とうが      いる      いう      しゃ                      か      ぞく      とう                      とうが      いる  
した場合は、市区町村、当該利用者の家族等、当該  
りようしゃ      か      かわ                      き      や      た      く      かい      ご      し      え      ん      じ      ぎ      じ      ょ      う      し      ょ      う                      れんらく  
利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡する  
ひつよう      そち      こう  
とともに、必要な措置を講じる。

だいじょう      りようしゃ      たい                      ほうもんかいご      ていきょう                      じこ      はっせい  
**第3条**      利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生

ばあい                      じこ                      じょう      きょう      およ                      じこ      さい  
した場合は、その事故の状況及び事故に際して  
おこな                      し      ょ      ち                      き      ろ      く  
行った処置について記録する。

だいじょう      じこ      しょう                      さい                      げんいん      かいめい                      さいはつぼうし  
**第4条**      事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止

たいさく      こう  
の対策を講じる。

だいじょう      りようしゃ      たい                      ほうもんかいご      ていきょう                      ばいしょう  
**第5条**      利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべ

じこ      はっせい                      ばあい                      せんが      い      ばい      しょう                      すみ  
き事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに  
おこな  
行う。

## 緊急時の連絡先・対応時間

① 月～金 午前9：00～午後5：30

・ 菜の花ヘルパーステーション事務所 06-6716-7077

・ 管理者 携帯電話 080-3774-5692

・ 菜の花診療所 06-6716-7087

② ①以外の時間

・ 管理者 携帯電話 080-3774-5692

### ◎生活機能向上連携加算

### ○生活機能向上連携加算Ⅰ

・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを  
実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療  
提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）

の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセ  
メント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、  
助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を  
目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること。

・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハ  
ビリテーション等のサービス提供の場において、または ICT を  
活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行

ていきてき おこな ばあい かしん  
うことを定期的に 行 う場合に加算します。

せいかつきのうこうじょうれんけいかさん  
○生活機能向上連携加算Ⅱ

げんこう ほうもん つうしよ りがく  
現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学

りょうほうし さぎょうりょうほうし げんごちょうかくし りょうしゃたく ほうもん おこな ばあい  
療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して 行 う場合

くわ じっし いりょうていきょうしせつ  
に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設

げんそく きよかびょうしょうすう しょうみまん かぎ りがく  
(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学

りょうほうし さぎょうりょうほうし げんごちょうかくし いし ほうもん おこな ばあい かしん  
療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して 行 う場合に加算

します。

せいかつきのうこうじょうれんけいかさん どういしよ  
生活機能向上連携加算の同意書

せいかつきのうこうじょうれんけいかさん せつめい う  
生活機能向上連携加算の説明を受け

ていきょう  
サービス提供に

どうい  
同意します。

どうい  
同意しません。